

7 予算額等

単位：千円

		予算額	決算額	事業経費		経常経費	
				予算額	決算額	予算額	決算額
13年度	予算額・決算額	-	-	-	-	-	-
	独自財源からの収入額	-	-	-	-	-	-
	補助金等	-	-	-	-	-	-
14年度	予算額・決算額	-	-	-	-	-	-
	独自財源からの収入額	-	-	-	-	-	-
	補助金等	-	-	-	-	-	-
15年度	予算額・決算額	-	-	-	-	-	-
	独自財源からの収入額	-	-	-	-	-	-
	補助金等	-	-	-	-	-	-
16年度	予算額・決算額	-	-	-	-	-	-
	独自財源からの収入額	-	-	-	-	-	-
	補助金等	-	-	-	-	-	-
17年度	予算額・決算額	-	-	-	-	-	-
	独自財源からの収入額	-	-	-	-	-	-
	補助金等	-	-	-	-	-	-
18年度	予算額・決算額	29,390,000	21,824,119	28,834,000	20,638,100	1,044,000	1,415,088
	独自財源からの収入額	29,390,000	21,824,119	28,834,000	20,638,100	1,044,000	1,415,088
	補助金等	0	0	0	0	0	0
19年度	予算額・決算額	24,024,000		23,048,000		1,109,000	
	独自財源からの収入額	24,024,000		23,048,000		1,109,000	
	補助金等	0		0		0	

備考 平成17年度以前：項目2の備考参照。

平成18年度以降：当該法人は、株式会社であり、企業会計原則に則った会計処理を行っている。そのため、会計処理上、事業経費、経常経費という科目での区分を行っていない。したがって、事業経費欄に売上原価を、経常経費欄に販売費及び一般管理費を記載することで回答する。なお、予算額は収支計画上の営業収益を、決算額には、損益計算書上の売上高を記載することで回答する。

## 8 資産・負債・資本

### (1) 資産

単位：千円

	資 産				
	資 産 合 計	現金及び預金	有価証券	土 地	建 物
13年度					
14年度					
15年度					
16年度					
17年度					
18年度	28,404,538	6,874,362	0	7,616,040	1,400,608

### (2) 負債

単位：千円

	負 債				
	負 債 合 計	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金		
			借 入 先	借 入 額	政府保証の有無
13年度					
14年度					
15年度					
16年度					
17年度					
18年度	7,987,793	0		0	

### (3) 資本

単位：千円

	資 本			
	資 本 合 計	政 府 出 資 金	積 立 金	
			種 別	金 額
13年度				
14年度				
15年度				
16年度				
17年度				
18年度	20,416,745	21,060,000	繰越利益剰余金	643,255

備 考 平成17年度以前：項目2の備考参照。  
 平成18年度以降：政府出資金は、NEDOからの現物出資。会社の設立に際して発効された株式は、NEDOより政府に無償譲渡されており、当該法人の設立に際して、国からの資金の移転は無い。

## 9 現物出資・無償譲渡資産等

### (1) 現物出資された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
13年度末				
14年度末				
15年度末				
16年度末				
17年度末				
18年度末	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具・器具・備品	7,635,600 1,638,988 1,485,186 1,610,128 4,954 185,719	電話加入権 ソフトウェア 商標権 下水道施設利用権 工業用水道施設利用権	1,209 155,409 9,932 41,630 21,223
備考 項目2の備考参照。				

### (2) 無償譲渡された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
13年度末				
14年度末				
15年度末				
16年度末				
17年度末				
18年度末		0		0
備考 項目2の備考参照。				

### (3) 土地、建物等の無償使用の提供を受けている有無

13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
18年度末				
無				
備考 項目2の備考参照。				

10 法定監査、任意監査の有無と監査法人名等

13年度	法定監査	監査法人名	
		監査意見	
	任意監査	監査法人名	
		監査意見	
14年度	法定監査	監査法人名	
		監査意見	
	任意監査	監査法人名	
		監査意見	
15年度	法定監査	監査法人名	
		監査意見	
	任意監査	監査法人名	
		監査意見	
16年度	法定監査	監査法人名	
		監査意見	
	任意監査	監査法人名	
		監査意見	
17年度	法定監査	監査法人名	
		監査意見	
	任意監査	監査法人名	
		監査意見	
18年度	法定監査	監査法人名	あずさ監査法人
		監査意見	当監査法人は、上記の計算書類及びその付属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその付属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。
	任意監査	監査法人名	
		監査意見	
法定監査の根拠法規	弊社 定款 第4条 (4) 及び会社法第436条2項		
備考	項目2の備考参照。		

(注)法定監査義務のない法人は、法定監査の監査法人名の欄にその旨を明記すること。

1 1 収入及び支出に係る上位10位までの取引先の名称等

( 1 ) 収入に係る主要10位までの取引先の名称、取引の概要及び額

単位：千円

		1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
1 位	取引先の名称						日本アルコール販売株式会社
	取引の概要						アルコール等の販売 X
	取 引 額						19,185,015
	(うち 随意契約)						19,185,015
	<うち 特命随契>						0
2 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取 引 額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
3 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取 引 額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
4 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取 引 額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
5 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取 引 額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
6位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
7位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
8位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
9位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
10位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						

備考 項目2の備考参照

平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づき入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがある。したがって、株式届出目論見書において開示されている事項について記載することをもって回答することをご了承願いたい。

また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。

(注)取引先との取引が全て随意契約である場合はX、取引の一部に随意契約がある場合はYを、取引の概要の末尾にそれぞれ付すこと。

## (2) 支出に係る主要10位までの取引先の名称、取引の概要及び額

単位：千円

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
2位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
3位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
4位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						
5位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
6 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
7 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
8 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
9 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
10 位	取引先の名称						
	取引の概要						
	取引額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						

備考 項目2の備考参照

平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づき入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがある。したがって、株式届出目論見書において開示されている事項について記載することをもって回答することをご了承願いたい。

また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。

(注)取引先との取引が全て随意契約である場合はX、取引の一部に随意契約がある場合はYを、取引の概要の末尾にそれぞれ付すこと。



## (3) 未収金に係る主要10位までの取引先の名称、取引の概要及び額

単位：千円

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1位	取引先の名称						日本アルコール販売株式会社
	取引の概要						アルコール等の販売 X
	未収額						3,554,318
	(うち 随意契約)						3,554,318
	<うち 特命随契>						0
2位	取引先の名称						甘糟化学産業株式会社
	取引の概要						アルコールの販売 X
	未収額						360,086
	(うち 随意契約)						360,086
	<うち 特命随契>						0
3位	取引先の名称						メルシャン株式会社
	取引の概要						アルコールの販売 X
	未収額						163,316
	(うち 随意契約)						163,316
	<うち 特命随契>						0
4位	取引先の名称						協和醗酵工業株式会社
	取引の概要						アルコールの販売 X
	未収額						63,951
	(うち 随意契約)						63,951
	<うち 特命随契>						0
5位	取引先の名称						ヤエガキ酒造株式会社
	取引の概要						アルコールの販売 X
	未収額						32,105
	(うち 随意契約)						32,105
	<うち 特命随契>						0

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
6位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未収額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
7位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未収額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
8位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未収額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
9位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未収額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
10位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未収額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						

備考 項目2の備考参照

平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づく入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがある。したがって、株式届出目論見書において開示されている事項について記載することをもって回答することをご了承願いたい。

また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。

(注)取引先との取引が全て随意契約である場合はX、取引の一部に随意契約がある場合はYを、取引の概要の末尾にそれぞれ付すこと。

## (4) 未払い金に係る主要10位までの取引先の名称、取引の概要及び額

単位：千円

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1位	取引先の名称						三菱商事株式会社
	取引の概要						原料用アルコールの購入 X
	未払い額						1,216,518
	(うち 随意契約)						1,216,518
	<うち 特命随契>						0
2位	取引先の名称						双日ケミカル株式会社
	取引の概要						原料用アルコールの購入 X
	未払い額						319,878
	(うち 随意契約)						319,878
	<うち 特命随契>						0
3位	取引先の名称						株式会社東食
	取引の概要						原料用アルコールの購入 X
	未払い額						242,254
	(うち 随意契約)						242,254
	<うち 特命随契>						0
4位	取引先の名称						豊田通商株式会社
	取引の概要						原料用アルコールの購入 X
	未払い額						240,378
	(うち 随意契約)						240,378
	<うち 特命随契>						0
5位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未払い額						
	(うち 随意契約)						
	<うち 特命随契>						

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
6位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未払い額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
7位	取引先の名称						三井物産株式会社
	取引の概要						原料用アルコールの購入 X
	未払い額						48,206
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						48,206 0
8位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未払い額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
9位	取引先の名称						
	取引の概要						
	未払い額						
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						
10位	取引先の名称						日本分密糖工業会
	取引の概要						原料用アルコールの購入 X
	未払い額						19,836
	(うち 随意契約) <うち 特命随契>						19,836 0

備考 項目2の備考参照

平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づく入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがある。したがって、株式届出目論見書において開示されている事項について記載することをもって回答することをご了承願いたい。

また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。

(注)取引先との取引が全て随意契約である場合はX、取引の一部に随意契約がある場合はYを、取引の概要の末尾にそれぞれ付すこと。

12 関係法人(子会社、関連会社、関連公益法人)に対する出資額、関係法人の売上額等

関係法人名	子会社、関連会社、関連公益法人の別
-------	-------------------

単位：千円、%

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
当該特殊法人からの出資額 18年度の下段は出資総額						
総売上額(a)						
当該特殊法人に係る売上額(b)						
総売上額に占める割合 (b/a) × 100						
取引の概要						
役員一覧 当該特殊法人からの再就職者は ( )に、又は 旧組織からの再就職者は < >に、 それぞれ最終役職名を記入						

備考 項目2の備考参照

## 14 平成18年度における支出の概要

### (1) 支出件数等

	支出件数			
	総件数	契約に基づく件数		
		随意契約件数		特命随意契約件数
		143	141	
当該特殊法人及び旧組織の職員が再就職する法人に対する件数				
所管省庁の職員が再就職する法人に対する件数				
当該特殊法人の出資する法人に対する件数				
当該特殊法人以外の特殊法人に対する件数				
独立行政法人に対する件数				
公益法人に対する件数				
<p>備考 平成18年4月に(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)より、アルコール関連業務に係るものを現物出資して設立された特殊会社であり、民間の経営手法を活用し、営利企業の行動原理に則った経営が行われることが前提となっている株式会社である。同社の完全民営化については、平成11年の閣議決定において、会社設立後2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図るとされている。そのため、平成20年3月までに、一般競争入札によりその発行済株式数の約3分の2が売却される予定であり、現在一般競争入札等の株式売却手続きが財務省において進められているところ。同社としても、株式の売却に当たり、株式売出届出目論見書を通じ、株式の売出しに関する情報開示を行っている。そのような株式売却に係る一般競争入札の手続き期間において、同社の株式売出届出目論見書で開示されている情報以上の経営情報の公表を行うことは、投資家に株式売出届出目論見書以外の情報に基づく入札行為を誘発し、一般競争入札における公平性の確保や投資家保護を困難とするおそれがある。したがって、株式届出目論見書において開示されていない経営情報である当該項目については回答できないことをご了承願いたい。</p> <p>また、株式売却以降であっても、民営化過程にある中、当該法人は、その売上のほとんどを工業用アルコールという単一製品の製造・販売を行うことにより得ているところである。工業用アルコール市場は、当該法人の特殊会社化(平成18年4月)と同時に自由化されており、現在、酒類メーカー等との厳しい競争環境下にある。(厳しい状況を反映し、昨年度決算において損失を計上。)そのような状況の中、工業用アルコールの製造・販売という単一事業を行っている当該法人の取引先等を開示することは、競争環境下において営業秘密を開示することと同様であり、同業他社との競争上不利を生じることとなり、完全民営化過程にある当該法人の経営をより一層厳しいものとするところである。したがって、これら取引情報については、回答できないことをご了承願いたい。</p>				

### (2) 支出目的、相手先等

単位：千円、%

支出の相手先	類型	契約によるもの							契約によらないもの				注記
		契約年月	支出年月		支出目的	契約形態	金額	落札率	支出年月		支出目的	金額	
			最初の支出年月	支出回数					最初の支出年月	支出回数			
備考 (1)と同様の理由で回答できない													

#### (注)

- 支出相手先の類型: 当該特殊法人及び旧組織からの再就職者が所属する法人である場合は「a」、所管省庁からの再就職者が所属する法人である場合は「b」、当該特殊法人の出資する法人である場合は「c」、当該特殊法人以外の特殊法人である場合は「d」、独立行政法人である場合は「e」、公益法人である場合は「f」を記入している。
- 「契約によるもの」は、調査対象の特殊法人が、一般競争入札、指名競争入札、随意契約(不落随契、企画競争、公募等を含む)により支出したものを記入している。随意契約については、特定の相手方を指定して行う特命随意契約の場合は「随意契約A」、それ以外の場合を「随意契約B」と分類して記入している。
- 「契約によらないもの」には、補助金、助成金、融資・出資等及び借入金の返済等を記入している。
- (1)平成18年度に契約又は支出を行ったものを調査の対象としている。ただし、単価契約の場合は18年度中の総支出額を記載している。  
 (2)「契約によるもの」の「支出年月」の「は、支出が19年度以降にわたるものである。  
 (3)落札率の\*は、契約金額に変更があったものである。



18 平成18年度における売却資産等の概要

(1) 有価証券

単位：千円

種 類	期首残高	年度内増減		期末残高
		増額	減額	
	0	0	0	0

(2) 固定資産

単位：千円

種 類	資産名	売却契約日	所在市区町村	面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額	売却価額	売却損益
					0	0	0
合 計							

(注) 帳簿価額50万円未満のものを除く。